

大田区諮問第 106 号答申

1 審査会の結論

大田区長（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 11 月 22 日付け 3 池特発第〇〇号によって公文書不存在通知をしたこと（以下「本件処分」という。）は、相当である。

2 請求対象情報

池上特別出張所において平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 10 月 25 日までに行われた目的外利用の記録（「目的外利用記録票」）及び外部提供の記録（「外部提供記録票」）（目的外利用と外部提供は、法令に基づくものも含む。）（以下「本件公文書」という。）

3 審査の経過

令和 4 年 2 月 15 日 諮問を受け、実施機関から説明を聴取し、審査した。

3 月 14 日 審査した。

4 月 21 日 審査した。

4 事実の経過

審査請求人は、令和 3 年 11 月 10 日、大田区情報公開条例（昭和 60 年条例第 51 号）第 5 条に基づき、本件公文書の開示請求を行った。同月 22 日、実施機関は、本件公文書が不存在であるという理由を付して、公文書不存在通知書を審査請求人に交付した（本件処分）。同月 29 日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

5 審査請求の理由及び実施機関の弁明に対する反論

(1) 審査請求の理由

池上特別出張所が、審査請求人の自己情報を目的外利用しつつ、それらを外部提供することが懸念される。一方、大田区個人情報保護条例施行規則（平成 10 年規則第 136 号。以下「条例施行規則」という。）第 6 条には、規定する記録票に記録しなければならないと定められている。よって、池上特別出張所にお

いて、「個人情報管理責任者」は、「目的外利用記録票」及び「外部提供記録票」を作成し、その旨（目的外利用及び外部提供の旨）を記録しなければならない。したがって、「請求された公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しません。」との池上特別出張所の主張は、虚偽である。

(2) 実施機関の弁明に対する反論

「大田区情報公開条例・個人情報保護条例の手引」には、「利用課長は、目的外利用をしたときは、目的外利用記録票……にその旨を記録し、情報セキュリティ対策担当課長及び保有課長（担当課で保有している個人情報を提供する側の課長）にそれぞれ提出すること」との記載がある。同じ資料には、「保有課長は、審議会への諮問が不要……と判断し、外部提供をしたときは、外部提供記録票……にその旨を記録し、情報セキュリティ対策担当課長に提出すること」との記載がある。本事案における保有課長は、地域力推進部池上特別出張所長である。

6 実施機関の弁明の要旨

「目的外利用記録票」については、保有個人情報を利用の目的の範囲を超えて区の機関内部で利用した所属の課長が作成するものである。また、「外部提供記録票」については、保有個人情報を区の機関以外のものに提供した所属の課長が作成するものである。池上特別出張所はそのいずれにも該当しないため、「目的外利用記録票」及び「外部提供記録票」は作成していない。本件処分は適法かつ正当であるから、本件処分に対する審査請求は棄却されるべきである。

7 審査会の判断

(1) 前提

条例施行規則第 6 条第 1 項は、個人情報管理責任者は、同項各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する記録票にその旨を記録しなければならないと定める。保有個人情報の目的外利用をしたときに記録が義務付けられるのが目的外利用記録票であり（同項第 1 号）、保有個人情報の外部提供をしたときに記録が義務付けられるのが外部提供記録票である（同項第 2 号）。

(2) 目的外利用記録票について

「大田区情報公開条例・個人情報保護条例の手引」137 頁は、他部課等で保有

している個人情報を目的外利用しようとする担当課長のことを「利用課長」と定義した上で、「利用課長は、目的外利用をしたときは、目的外利用記録票……にその旨を記録……すること」と記載している。これを本件に当てはめると、仮に池上特別出張所で保有する審査請求人の自己情報を法務担当課長が目的外利用した場合、目的外利用記録票を作成する義務がある利用課長となるのは法務担当課長であって、池上特別出張所長ではない。したがって、実施機関において池上特別出張所長は目的外利用記録票を作成していないと弁明していることに誤りはないものと認められる。

ただし、「大田区情報公開条例・個人情報保護条例の手引」138 頁は、「利用課長は、目的外利用をしたときは、目的外利用記録票……にその旨を記録し、情報セキュリティ対策担当課長及び保有課長（担当課で保有している個人情報を提供する側の課長）にそれぞれ提出すること」と記載しているから、仮に審査請求人の自己情報が法務担当課長によって目的外利用されていたならば、保有課長である池上特別出張所長は、利用課長である法務担当課長が作成した目的外利用記録票が提出されることを通じて、目的外利用記録票を取得している可能性が考えられる。

そこで、当審査会が職権によって調査したところ、平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 10 月 25 日までに作成された目的外利用記録票を保有していないことが認められた。したがって、実施機関が目的外利用記録票の不存在を理由として本件処分をしたことに誤りはないものと認められる。

(3) 外部提供記録票について

「大田区情報公開条例・個人情報保護条例の手引」138 頁は、「保有課長は、審議会への諮問が不要……と判断し、外部提供をしたときは、外部提供記録票……にその旨を記録し、情報セキュリティ対策担当課長に提出すること」と記載している。これを本件に当てはめると、仮に池上特別出張所で保有する審査請求人の自己情報を法務担当課長が裁判所に対して提出した場合、保有課長となるのは法務担当課長であり、池上特別出張所長ではない。したがって、実施機関において池上特別出張所長は外部提供記録票を作成していないと弁明していることに誤りはないものと認められる。

また、当審査会が職権によって調査したところ、平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 10 月 25 日までに作成された外部提供記録票を保有していないことが認めら

れた。したがって、実施機関が外部提供記録票の不存在を理由として本件処分をしたことに誤りはないものと認められる。

(4) 結語

以上の次第であり、本件公文書が不存在であることを理由としたことに違法又は不当な点はなく、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板 垣 勝 彦

委員 黒 野 徳 弥

委員 浦 岡 由美子